

●小郡市国民健康保険 特定健診・特定保健指導の委託料の単価について

1. 医師会からの提案

小郡市の特定保健指導「動機付け支援」の委託料単価については、久留米市等と比較をすると差がありすぎるので、検討をしてください。現状（3,000 円）のままであれば、個別契約の対応を検討してください。

2. 小郡市の現状

小郡市の健康づくり事業については、あすてらすヘルスプロモーションと行政との協働を軸に進めてきました。地域の健康づくりについて住民を中心に位置づけ、健康についての課題を住民、地域の専門家や関係機関、地区組織等が共有しその課題の解決に向けて連携しながら進めているところです。

平成 20 年度の制度導入時も医師会と協議を重ね、小郡市国民健康保険加入の 65 歳～74 歳への特定健診及び特定保健指導につきましては、集団健診等の価格競争による入札契約方式の体制ではなく、地元かかりつけ医で検診を受診し、健診と同じ医療機関で保健指導が受けられる仕組みを創り、医師会と特命随意契約という方式で実施してきました。

その仕組み作りにおいては、①外部業者が参入すると、市民が健診・保健指導を通して、市外の病院へ流出していくことに繋がるので、地元医療機関にとってはマイナスに作用する。②委託料は安い、市民（患者）一人を地元医療機関で診ていく方がプラスになる。市外の医療機関に通っている人も少なくない。③地元かかりつけ医を重視することが、市民にとってもプラスになる。以上の 3 点の視点を考慮して構築しています。

結果として、県内でもトップクラスの高い健診受診率、保健指導実施率を維持できています。

3. 方針

平成 26 年度特定保健指導の委託料単価につきましては、他市との比較による見直しの提案があったところですが、県内で同じような体制で実施している市町村が他にはないため、委託料を比較できない状況です。また、他市並みとなりますと価格競争や集合契約による体制の検討も必要になりますので、現在の仕組みと体制が壊れることに繋がります。

現在の仕組みを維持しながら内容の充実を図るために委託料の見直しを含めて検討しているところですが、市議会により平成 26 年度予算は確定されていますので、平成 27 年度に向けて協議をお願いいたします。

平成２６年度（案）は、消費税８％分を含む

平成２７年度（案）は、当市が国、県から受ける国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金の基準額と同額で考えています。

内容	平成２５年度	平成２６年度（案）	平成２７年度（案）
特定健康診査（基本的な健診項目）	５，５９０円	５，７５０円	６，８６０円
特定保健指導（動機づけ支援）	３，０００円	３，０８６円	７，６５０円
特定保健指導（積極的支援）	２０，０００円	２０，５７１円	２２，０５０円

国や県の方針を踏まえ、健診受診率及び保健指導実施率の向上と小郡市民の健康増進を図るために、今後も医師会の更なるご協力をお願いいたします。